

## 『プライベートバンキング（上下巻）』に関する主な制度改正について

2015年9月15日

公益社団法人 日本証券アナリスト協会

『プライベートバンキング（上下巻）』については、以下の項目について、刊行後の制度改正等に留意する必要があります。学習の際には、以下に示した財務省パンフレット等を参照してください。

### 1. 法人実効税率

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度は32.11%、平成28年4月1日以後に開始する事業年度は31.33%です。

（参照）

財務省 平成27税制改正パンフレット 法人課税

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei15\\_pdf/01.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei15_pdf/01.pdf)

### 2. 法人税 受取配当等の益金不算入制度

平成27年4月1以降開始事業年度から、益金不算入割合とその保有要件等（保有割合、保有期間）が改正されました。

（参照）…1.の（参照）資料と同じです。

財務省 平成27税制改正パンフレット 法人課税

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/publication/brochure/zeisei15\\_pdf/01.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/brochure/zeisei15_pdf/01.pdf)

### 3. 所得税 最高税率

平成27年分の所得税から最高税率は45%です。

（参照）

国税庁 タックスアンサーNo.2260 所得税の税率

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/2260.htm>

### 4. 金融税制

公社債等に係る課税関係をはじめ、金融商品の課税関係は、平成28年分の所得税から大きく改正されます。

（参照）

財務省 税制改正解説平成25年度 租税特別措置法等（金融・証券税制関係）の改正 P86（参考2）公社債、公社債投資信託等に対する課税方式の見直しの概要 他

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0084\\_0200.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2013/explanation/pdf/p0084_0200.pdf)

## 『プライベートバンキング（上下巻）』に関する主な制度改正について

### 5. 相続税、贈与税関係

相続税及び贈与税の税率構造、最高税率、相続税の基礎控除額、相続税の小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）、非上場株式等に係る納税猶予制度などについては、平成27年1月1日以降の相続、贈与から改正されています。

（参照）

国税庁 パンフレット 相続税及び贈与税の税制改正のあらまし（平成27年1月1日以降施行）

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/aramashi/pdf/all.pdf>

### 6. 生命保険金の非課税

相続税における生命保険金の非課税は改正されていません。

### 7. 相続時精算課税

適用を受けることができる受贈者に20歳以上の孫が加わりました。

（参照）

国税庁 タックスアンサーNo.4103 相続時精算課税の選択

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/sozoku/4103.htm>

…5.の（参照）資料のP.5にも解説があります。

### 8. 退職者医療制度

退職者医療制度は、経過措置も含め、平成26年度をもって廃止されました。

（参照）

全国健康保険協会 医療保険制度の体系

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g3/cat320/sb3190/sbb3190/1966-200>

### 9. マイナンバー制度

導入が決定しています。

（参照）

マイナンバー社会保障・税番号制度—内閣官房

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

### 10. 参考文献

各所の参考文献はテキスト刊行時点のものであり、最新版が発刊されている場合があります。

### 11. 図表、グラフ、事例

図表、グラフ、事例については、刊行時点での制度、税率、データ等に基づき作成されています。

以上

『プライベートバンキング（上下巻）』に関する主な制度改正について

制度改正に関連する主な記述箇所

上巻 第2章 WM

頁	該当箇所	参照番号
109	「①ウェルスマネジメントの目的（一部シニア PB 対象）」及び「図表 2-1」中の日本の税率	<a href="#">1.</a> <a href="#">3.</a> <a href="#">5.</a>
111	「ハ.次世代、次々世代への円滑な事業、財産の移転承継（シニア PB 対象）」の相続税・贈与税の税率	<a href="#">5.</a>
118	「図表 2-8 顧客タイプ別の属性とニーズ 上場会社オーナー株主、d. その他」の受取配当益金不算入制度	<a href="#">2.</a>
119	「②上場会社オーナー株主（シニア PB 対象）」の受取配当益金不算入制度	<a href="#">2.</a>
120 -121	「⑤代々の資産家（シニア PB 対象）」の相続税率等	<a href="#">5.</a>
122	「図表 2-9 3世代相続が発生したら」前提条件	<a href="#">5.</a>
124 -125	「図表 2-10 医療保険制度の体系」、文中の退職者医療保険制度及び「②社会保険」の退職者医療保険制度	<a href="#">8.</a>
166	「イ.事業承継と財産承継の相違」の相続税率・贈与税率	<a href="#">5.</a>
168	「ロ.自社株、不動産、金融資産の後継者、その他の相続人への分割決定」の相続税の最高税率等	<a href="#">5.</a>
184	「イ.長期投資と10%または20%の譲渡益課税と一時所得かの組合せ」の債券の課税関係	<a href="#">4.</a>
185	「イ.相続税納税と財産の分割が与えるインパクト」の相続税・贈与税の最高税率	<a href="#">5.</a>
193	「図表 2-26 相続税等の税務的影響も考慮した事業承継策のメリット・デメリット 同族内事業承継（80%相続税納税猶予が適用できる場合）デメリット」中の制約に関する記述	<a href="#">5.</a>
205	「(参考) 贈与税の税額速算表平成 24 年 10 月現在」、「Column 5」及び「ロ.相続時精算課税」	<a href="#">5.</a> <a href="#">7.</a>

上巻 第3章 不動産

頁	該当箇所	参照番号
259	「⑦小規模宅地等の特例」文中の「240 m <sup>2</sup> 」の面積限度	<a href="#">5.</a>

## 『プライベートバンキング（上下巻）』に関する主な制度改正について

## 下巻 第4章 税金

9	「①改正を前提として考える」の税制改正に関する記述（基礎控除、税率）	<a href="#">5.</a>
11	「図表 4-9 相続税の小規模宅地等の評価減の特例」	<a href="#">5.</a>
12-13	「図表 4-10 現行と改正案の課税対象額」及び「《計算例》」の小規模宅地等の評価減の特例に関する記述	<a href="#">5.</a>
13	「ニ.増税第2号=2015年以降の予定」の死亡保険金の非課税制度	6.
16	「ホ.死亡保険金の非課税制度」全体	6.
17	「ヘ.番号制の導入」全体	<a href="#">9.</a>
17-20	「ト.贈与税の減税が対策の鍵」の贈与税率、相続時精算課税等	<a href="#">5.</a>
22	「⑤分割が決まらなければ節税はできない」の小規模宅地等の評価減の特例	<a href="#">5.</a>
61-66	「(1) 金融商品に係る税務の問題（シニア PB 対象）」「Column5」「(2) 事例研究（シニア PB 対象） ①金融商品のタックスプランニング事例（シニア PB 対象）イ.【ケース1 株式譲渡損失の繰越控除】、【ケース2 株式譲渡損失と配当等の損益通算】」の金融税制	<a href="#">4.</a>
70	「iii) 税務の取り扱い」の総合課税の最高税率	<a href="#">3.</a>
72	「a.申告分離課税」の上場株式等の譲渡損失の取り扱い等	<a href="#">4.</a>

## 下巻 第5章 信託・エステートプランニング

頁	該当箇所	参照番号
141	「i) 相続税率が突出して高い」の相続税の最高税率	<a href="#">5.</a>
159	「ロ.不動産に関して」の特定居住用宅地等の評価減及び適用可能限度面積の計算式	<a href="#">5.</a>